

平成23年12月6日

関係各位

株式会社東京ドーム

弊社社員に対する検察当局の措置について

本年1月30日に東京ドームシティ アトラクションズで発生しましたお客様の転落事故に関し、業務上過失致死の疑いで弊社社員ら7名が東京地方検察庁に書類送検されておりましたが、本日、起訴猶予処分となりました。

弊社は、検察当局のご判断を厳粛に受け止め、今回の事故を風化させず、今後もより一層安全対策を徹底する努力を続け、お客様が安心してお楽しみいただける施設づくりを追求して参る所存です。

以 上